

山口県報

令和2年
1月7日
(火曜日)

目次

- 規則
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (水産振興課) 一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 一
救急病院等の認定 (医療政策課) 二
保安林予定森林 (防府市) (森林整備課) 二
土地取用法の規定に基づく事業の認定 (監理課) 二
道路の区域の変更 (道路整備課) 三
道路の供用の開始 (道路整備課) 三
- 公告
公共測量の実施 (監理課) 三
柳井都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 四
平生都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 四
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月七日

山口県規則第一号

山口県知事 村岡 嗣政

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 (平成十五年山口県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(くろまぐろの採捕の停止)

第一条の二 知事は、管理期間 (法第四条第一項の規定により知事が定める計画 (以下「計画」という。)) において定めるくろまぐろに係る知事管理量 (法第八条第二項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。)) による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。) ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

一 三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、計画において定める三十キログラム未満のくろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

二 三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、計画において定める三十キログラム以上のくろまぐろに係る知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

2 前項の規定による告示があったときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、計画の対象となる漁業を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕を行ってはならない。

第二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 くろまぐろ

附則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。



山口県告示第二号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

医療名称	所在地	廃止年月日
黒田クリニク	防府市大字田島三六六の六	令和元、一〇、一七
山口口腔研クリニク	山口市米屋町一番四号	〃 〃 三二
井本歯科医院	周南市大字富田二七二七の一	平成三二、三、〃
一の井手歯科医院	〃 徳山五五一〇の八	令和元、一一、一八
ローソクオール薬局周南	〃 周陽一丁目三番二〇号	〃 〃 九、三〇
周陽一丁目店	〃 〃 〃	〃 〃 〃
くしがはま薬局	〃 大字櫛ヶ浜五〇三の五	〃 〃 〃

山口県告示第三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

令和二年一月七日

救急病院及び救急診療所名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人星の里会岡病院	下関市小月本町二丁目一五番二〇号	令和五、一、三一
佐島医院	〃 田中町一四番一八号	〃 〃 〃

山口県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和二年一月七日

- 一 保安林予定森林の所在場所
防府市大字奈美字松ヶ谷一〇三二六の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三二六の二、二五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- 山口県知事 村岡 嗣 政

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ヶ谷一〇一三六の一・一〇一三六の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和二年一月七日

- 一 起業者の名称
岩国市
 - 二 事業の種類
駐車場整備事業
 - 三 起業地
(一) 収用の部分
岩国市岩国四丁目地内
 - (二) 使用の部分
なし
 - 四 事業の認定をした理由
(一) 法第二十条第一号関係
駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第一号に掲げる施設に関するものである。
(二) 法第二十条第二号関係
- 山口県知事 村岡 嗣 政

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して観光客及び地域住民の利便性を確保することにより、起業地及びその周辺地域の観光の振興が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を整備して観光客及び地域住民の利便性を確保することにより、起業地及びその周辺地域の観光の振興を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市都市開発部拠点整備推進課

山口県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 中ノ川於福停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市於福町上字森ノ本一四二九の一地先から同市於福町上字森ノ後二〇一九の一地先まで	最狭 一四・三	最狭 一四・三	一一二・三	一六四・五	道路改良工事の完了による

山口県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 中ノ川於福停車場線	美祢市於福町上字森ノ本一四二九の一地先から同市於福町上字森ノ後二〇一九の一地先まで	令和二年一月八日



(一) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
下関市菊川町大字下大野
- 三 作業の期間
令和元年十二月二十三日から令和二年二月二十八日まで

(二) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画道路三・三・一裾の割線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
柳井市南町五丁目、南町六丁目、古開作及び伊保庄
- 三 変更の内容
構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和二年一月七日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

(三) 平生都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平生都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る平生都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
平生都市計画道路三・三・一国道百八十八号線平生バイパス
- 二 都市計画を変更する土地の区域
熊毛郡平生町大字平生村及び大字宇佐木
- 三 変更の内容
構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和二年一月七日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場

(四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字堂垣内
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大手町三丁目一番二号
有限会社ファクト地建